

令和2年5月7日

伊達市立各小・中学校保護者の皆様

伊達市教育委員会

### 新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業の延長について

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業は当初5月6日（水）までとしておりましたが、令和2年5月4日に政府から緊急事態宣言の延長についての方針が発表されたことを受け、令和2年5月5日に福島県教育委員会から市町村立学校において引き続き休業とするとの要請がありました。

このことから、本市においても、児童生徒の新型コロナウイルス感染症予防のため、下記のとおり、臨時休業を延長することとしました。

つきましては、児童生徒の健康と安全を守るため、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 臨時休業の期間

令和2年5月7日（木）から当面の間

#### 2 登校日について

- (1) 5月7日（木）は、市内すべての小・中学校で登校日とします。
- (2) 臨時休業中、児童生徒の生活・学習の状況を把握したり、休業中の課題を配付したりするために1週間に1回程度登校日を設けます。
- (3) 本日以降の登校日については、後日学校より連絡いたします。
- (4) 登校日は、登校しなくても欠席にはなりません。児童生徒の登下校の安全確保のため、登校しない場合は、その旨を学校に連絡をお願いいたします。

#### 3 その他

- (1) 緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、不要不急の外出、人との接触を極力避けるようご協力ください。
- (2) お子様の生活、健康管理に、十分ご配慮ください。
- (3) 4月20日に配付しました「臨時休業中の10の約束（低学年は「おやすみのときの10のやくそく）」をご家庭で、お子様と一緒に再確認をお願いいたします。
- (3) 学校から配付された課題等に計画的に取り組むよう声かけ、ご支援をお願いいたします。